


# 住宅リフォームをお考えのあなた! 町内業社に委託して工事をする際は 補助金を助成します!

～西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業～

お住まいの住宅を町内の施行業者を利用して、住宅リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

- 1) 補助対象住宅 町内に存する建築後1年を経過しており、補助対象者が居住する住宅とします。
- 2) 補助対象工事 ①バリアフリー改修工事 ②省エネ改修工事 ③県産材を利用した改修工事  
※補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象外となります。
- 3) 補助金の額 経費の20%に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

現在、約80%の申請がきており、今年度予算額に達し次第終了となります。ご了承ください。



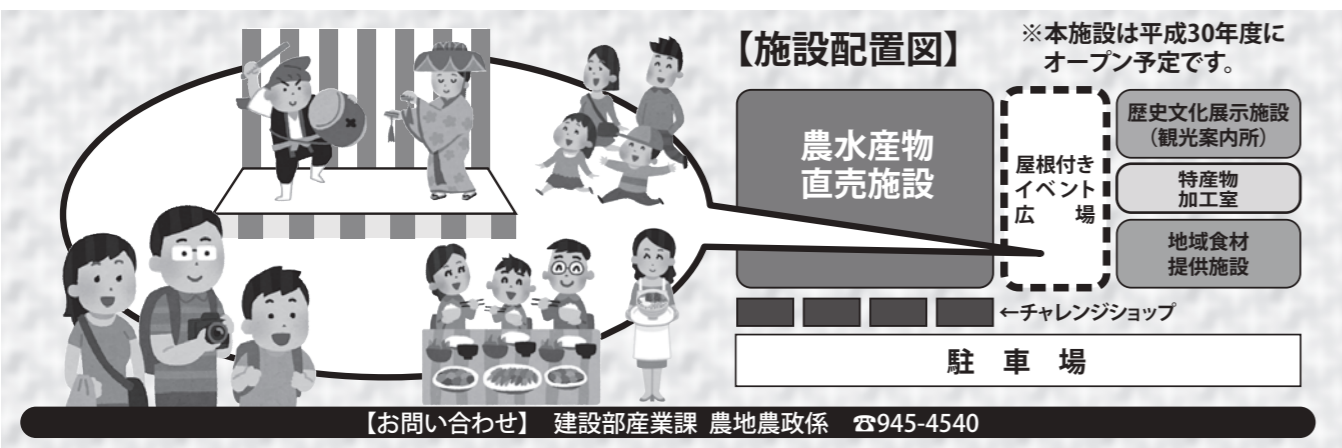
【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

# ～農水産物流通・加工・観光拠点施設⑤～ 観光と農業のにぎわい

今月は、屋根付きイベント広場について説明します。

当該広場は、直売施設に関連する収穫祭や物産展等の開催をはじめ、歴史文化施設に関連する伝統芸能祭や体験学習、その他、休憩、飲食、情報交換の場としての機能があります。

イベントを開催することにより、「人々が集う場所」を創造して「人々の溜まり場・地域の賑わい」へ繋げていき、また、地元の伝統芸能やコンサート公演を体験する機会を増やすことにより、伝統歴史文化の発信拡大と継承発展を図っていきます。



## 不動産のことなら創業36年の南新物産におまかせください!

おかげさまで「売買仲介実績 1,200 件突破!!」  
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい  
沖縄県知事免許(1)4669号

あなたのホームプランナー  
株式会社 南新物産

南風原本店  
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7  
☎(098)889-4007(代)  
FAX 889-4033  
✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp

# 車庫・倉庫・プレハブ・コンテナも「建築確認」が必要です!

10㎡以内の増築を除き、建築確認申請の対象となります。新設、新築の際は、申請をお忘れなく!

※申請手続きを行わずに建築した場合、建築主に対して罰則が課されます。

【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

# 下水道接続工事に補助金を支給します!

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成します。詳しくは下表を確認してください。

## 【補助金の助成内容】

建物の種類	合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
補助額	工事費が5万円以上の場合、 <b>5万円</b>	工事費が10万円以上の場合、 <b>10万円</b>
	工事費が5万円未満の場合、 <b>掛かった金額</b>	工事費が10万円未満の場合、 <b>掛かった金額</b>

※補助金の支給が、今年度で終了する地域があります!(平成25年度以前に下水道が整備された区域)  
※新築建物の工事は除きます。  
※補助対象は、公共下水道への接続が可能になった日から**3年以内**に申請された補助要綱の条件に合うものです。  
●詳細は、上下水道課下水道係へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

# 水道メーターの検針にご協力をお願いします

ご家庭等の水道メーターを、毎月検針員が巡回して検針を行なっています。検針は水道料金を決める大切なお仕事です。検針を正確、かつ効率よく行えるように、以下につき、みなさまのご協力をお願いします。

メーターをきれいに  
しててください

メーター側に駐車したり、  
障害物を置かないで  
ください

ペットを水道メーターや  
郵便受けから離して  
つないでください



※検針員は「西原町水道事業検針員の身分証明書」を携帯しています。  
※水道メーターが敷地内にある場合は検針のため敷地内に入ることがあります。

【お問い合わせ】 建設部上下水道課 業務係 ☎945-4934